新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A (第11回)



弁護士 **室谷 和彦** (大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

電卓メーカーX社は、電卓について意匠登録を有している。Y社が販売を開始した新商品の電卓(「Y社製品」という。)は、X社の登録意匠に似た形状をしており、一部デザインが異なるものの、全体的なイメージは一致している。しかも、その一部異なるデザインは、従来から Z社の電卓において採用されているデザインである。

X社は、Y社製品の意匠は、本件登録意匠に類似するとして、Y社に対し、意匠権に基づき権利行使できるか。

1 意匠権侵害

X社が、Y社に対して、意匠権に基づき権利行使をするためには、意匠権に基づく差止 請求及び不法行為に基づく損害賠償請求の要件を満たす必要があります。

(1) 差止請求の要件

意匠法37条は、「意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」と規定しています。

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有します(意23条)。ここで「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為(意2条3項)をいうので、登録意匠に類似する意匠の物品を製造・販売等する行為は意匠権侵害となります。

そして、意匠は物品の形状等に係るものなので、物品が異なれば、意匠の同一性がなくなると解され、登録意匠の「意匠に係る物品」と同一か類似した物品であることを要するとされています。

したがって、X社のY社に対する差止請求権が認められるためには、①X社が意匠権者(又は専用実施権者)であること、②Y社が業としてY社製品を製造・販売等をしている(またはそのおそれがある)こと、③Y社製品が、登録意匠に係る物品と同一又は類似であること、④Y社製品の意匠が登録意匠と同一又は類似であることが必要です。

(2) 損害賠償請求の要件

さらに、損害賠償請求(民法709条)が認められるためには、上記① \sim ④に加えて、5Υ社の故意又は過失(もっとも、過失の推定 意40条)が必要になります 1 。